

## 記載内容の変更のお知らせ

老齢基礎年金額の支給額引上げに伴って、令和 7 年 8 月 1 日からの自己負担限度額における所得区分の判定基準額が一部見直されましたので、「堺市国保のしおり」（令和 7 年度版）の記載内容が以下のとおり変更となります。

### 堺市国保のしおり 令和7年度版 30ページ 70歳から74歳までの方

#### 医療費が高額になったとき（高額療養費）

#### 〈変更前〉

- ※4 同一世帯の世帯主及び国保の被保険者全員が市民税非課税で、それぞれの被保険者における給与、年金等の収入から必要経費、控除額（年金については控除額 80 万円）を引いたとき、各所得がいずれも 0 円となる場合（令和 3 年 8 月診療分より、所得の中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から 10 万円を控除して計算します。）



#### 〈変更後〉

- ※4 同一世帯の世帯主及び国保の被保険者全員が市民税非課税で、それぞれの被保険者における給与、年金等の収入から必要経費、控除額（年金については、令和 7 年 7 月受診分までは控除額 80 万円、令和 7 年 8 月受診分からは控除額 80万6,700円）を引いたとき、各所得がいずれも 0 円となる場合（令和 3 年 8 月診療分より、所得の中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から 10 万円を控除して計算します。）